

北広島町農業委員会第8回総会議事録

事務局 (第8回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

4番 2月14日に地区担当推進委員と譲渡人及び譲受人へ聞き取りを行い、現地を確認しました。申請地は譲受人宅の前の農地であり、以前から譲ってほしいとの意向を譲渡人へ伝えていたとのことで、譲渡人宅の前の山が譲受人所有の山林であることから、交換をすることになったということです。申請地は地元法人が借り受けており、譲渡人、譲受人双方とも法人の構成員であることから、摘要欄にあるように、合意解約せずに所有権の移転ができるとあります。このことから許可相当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7番 2月19日に地区担当推進委員と現地確認をしました。昨年11月ごろ、譲渡人は県外在住であることから所有農地を整理したいとの申出により、譲受人が譲り受ける事になりました。譲受人の父へ聞き取りを行ったところ、適正に管理をされると言われておりました。このことから、周辺農地への影響はなく許可相当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

17番 2月16日に地区担当推進委員と現地を確認しました。譲渡人は高齢でひとり暮らしであることから耕作が困難となり、規模縮小をされたいということから譲受人へ申請地を譲り渡すことにされました。申請地は譲受人宅の裏にあり、この申請地を譲り受けて適正に管理をされるということでした。周辺農地への影響はないと考え、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

15番 申請地のうち2910番2については、隣接農地と1枚で管理されていたことから、相続を受けた譲渡人から譲受人へ譲渡されたいということです。また、2967番については譲受人宅の裏の農地であり、譲渡人の父と譲り渡す約束であったため申請をされました。周辺農地への影響はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 5 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

7 番 2月19日に6番委員と地区担当推進委員と現地確認をしました。摘要欄のとおり、道路拡張のため移転されましたが、その当時転用の手続きをされないまま現在に至っております。追認やむなしということで許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 5 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

15 番 申請地には、地区担当推進委員の居宅があり、推進委員となったことでこの事実を知り適正化を図るために申請されました。追認やむなしということから許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 2月13日に9番委員と地区担当推進委員と現地へ行き調査をしました。始末書が添付されていますが、この申請地は造林業業者が使用していた倉庫が建っており、資材置き場として無断転用をされていました。譲受人は別の土地を資材置き場として使用されていましたが、この度倉庫がある申請地へ移転するため申請されました。申請地の下に水田があり現在耕作されていますが、そこへ流れる水は十分に確保されています。このことから周辺農地への営農条件に支障はなく許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

12番 2月19日に、職務代理者と地区担当推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は町外在住で、父の代から申請地は地元の方に管理をしてもらっていました。譲受人は中古自動車販売、修理をされており、申請地に隣接している880番の雑種地は譲受人の土地で、車両置場が不足しているということで、譲渡人から売買されることとなりました。譲受人への聞取りによると、隣接している畑が2筆あり農道が通っているため、工事前に隣接農地所有者や地域へ協議を行ってから工事を進めるとのことです。このことから周辺農地への影響は考えられないため許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11 番 2月11日に担当地区推進委員2名と現地を確認しました。申請内容は摘要欄のとおりです。この案件は、去る平成29年12月総会で許可された5条申請の近隣地です。この案件については農振除外の手続きが必要であったため、今回の申請となりました。始末書添付であり、追認許可やむなしと考え許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農業用施設転用届について

会 長 番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

7 番 2月19日に6番委員と地区担当推進委員と現地を確認しました。この案件は、申請人が所有する倉庫が一部破損し、新たに倉庫を新設されたいとのことで申請されました。周辺農地への影響はなく受理妥当と考えました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 2月13日に9番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請人は、農業用倉庫がある所有農地の売買の話があり、代わりの倉庫を申請地へ建設したいとのことです。隣接農地所有者の了解を得ているか申請者へ確認したところ、建物は隣接農地に影を落とさないよう配慮され、水路についても書面にて了解を得ていると言われました。

以上の事から受理妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて番号12番から15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

16番 2月17日に3番委員と地区担当推進委員と申請人宅を訪問し、現地を確認しました。すべての案件において、倉庫は何十年も前に建てられており、この度の機構集積関連で適正化を図るために申請に至りました。現地を見る限りには問題はないと考え、受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番、13番、14番、15番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて番号16番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

11番 2月11日に地区担当推進委員2名と現地を確認しました。内容は摘要欄のとおりで、申請人の亡父が平成9年頃に倉庫を建設し現在に至っています。この度適正化を図るため届出に至りました。周辺農地の影響ですが、水路は確保されており日照の問題はないと確認しました。以上の事から受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて番号17番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

17番 2月16日に1番委員と地区担当推進委員と現地を確認しました。申請人の亡父が30年ほど前に倉庫を建て現在まで利用されており、この度適正化を図るため届出をされました。周辺農地への影響はないと考え、受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号17番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて第8回総会で保留となりました番号17番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 当該案件について、面積が建物部分のみであることから妥当ではないという意見があり、申請人へ確認を行うため保留となりました。申請人から建物を含めた施設に係る面積に修正され再提出されたところです。修正された面積で議案を作成しましたのでご審議をお願いします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。第8回総会議案、番号17番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

会 長 番号18番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

16番 2月17日に3番委員と地区担当推進委員と現地を確認しました。申請地の現況は山林となっており、8月の農振除外時の現地調査でも確認をしていました。現況から農地への復元は困難と判断し受理妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号18番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号19番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

11番 2月11日に地区担当推進委員2名と現地調査を行いました。申請人は県外在住で、実家には誰も住んでおりません。実家の裏に申請地がありますが、里道や農業用水の確保ができず、一部は山林化をしています。現状から見て耕作再開は不可能と考えます。周囲の農地への影響もないと判断し、受理妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号19番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号20番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 番 2月10日に17番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は山あい
に位置し、周辺は道路や山林に囲まれており、周辺農地への影響はありません。申請人
は30年ほど前から耕作放棄されて申請地は原野化しております。非農地にすることに
よる影響は考えられないことから受理妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号20番について非農地証明を発行して
もよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について

会 長 内容について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 この件についてご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について承認をいただける委員の方
は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について

会 長 内容について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を
満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第8号 農用地利用配分計画について

会 長 内容について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げて説明。）

会 長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩